

社会福祉法人日立市社会福祉事業団 一般事業主行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成31年3月31日までの3年間
2. 内容

目標：平成31年3月末までに、配偶者の出産に係る子等の養育のための特別休暇（有給）を新設する。

職員の妻が出産する場合で、出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間において、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに、5日の範囲内の期間で特別休暇を利用できるようにする。

<対策>

- 平成28年4月～ 検討開始
- 平成29年1月～ 労働組合、職員代表との協議
- 平成29年3月～ 理事会で就業規則改正の承認
- 平成29年4月～ 改正内容を回覧等により職員へ通知